

強風等の気象災害時における 事前対策をお願いします。

強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には占有物件が落下、倒壊等することがないように事前に必要な措置をお願いします。

台風及び暴風が予想される場合には、安全対策等の注意喚起を行う場合があります。

道路法により、道路占有者には占有物件の維持管理が義務付けられており、以下の場合には、維持管理義務違反に問われることがあります。

- 占有物件が道路の構造や交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがある場合
- 道路占有者が各物件の管理等について定めた法令において定められた維持管理の基準を遵守していない場合

＜道路法第39条の8、道路法施行規則第4条の5の5＞

適切な維持管理がなされていない、又はそのおそれがある場合には、道路管理者は、道路占有者に対し、以下の対応をとることがあります

- 報告を求める・立入検査の実施 ＜道路法第72条の2第1項＞
- 点検、修繕等の措置を命じる ＜道路法第39条の9＞

※上記に応じなかった場合には、懲役又は罰金が課されることがあります

＜道路法第103条等＞

＜各区土木センター維持管理課＞

中央区 ☎011-614-1800
北 区 ☎011-771-4211
東 区 ☎011-781-3521
白石区 ☎011-864-8125
厚別区 ☎011-897-3800

豊平区 ☎011-851-1681
清田区 ☎011-888-2800
南 区 ☎011-581-3811
西 区 ☎011-667-3201
手稲区 ☎011-681-4011

法令、許可条件を遵守し、日頃から占用物件の適切な維持管理をお願いします。

(参考)関係法令

○道路法(昭和27年法律第180号)

(占用物件の管理)

第39条の8 道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占用物件」という。)の維持管理をしなければならない。

(占用物件の維持管理に関する措置)

第39条の9 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第72条の2 道路管理者は、この法律(次項に規定する規定を除く。)の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、当該許可等に係る行為若しくは工事に係る場所若しくは当該許可等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、当該許可等に係る行為若しくは工事の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(罰則)

第103条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

二 第39条の9(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による道路管理者の命令に違反した者

第106条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二 第72条の2第1項又は第2項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

○道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)

(占用物件の維持管理に関する基準)

第4条の5の5 法第39条の9の国土交通省令で定める基準は、以下のとおりとする。

一 道路占有者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。

二 道路占有者が、次のイ又はロに掲げる占用物件の区分に応じ、当該イ又はロに定めるときに、当該占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。

イ 電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの 占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき(許可を受けた道路の占用の期間が五年を超えるものにあつては、当該許可を受けた日から起算して五年を経過したとき及び占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。)

ロ イに掲げるもの以外のもの 占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。

三 前号イに掲げる占用物件にあつては、道路占有者が、当該占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者(協議会等(法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。))が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。)が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。